

令和4年度  
(2022年度)

定期監査（前期）結果報告

高崎市監査委員





第302-8号  
令和5年2月3日

高崎市長 富岡賢治様  
高崎市議会議長 根岸赴夫様  
高崎市選挙管理委員会委員長 牧野耕一郎様

高崎市監査委員 小泉貴代子  
同 折田慶太  
同 柄沢高男  
同 丸山覚

令和4年度定期監査（前期）の結果報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。



## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和4年度前期定期監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

### 第3 監査の期間

令和4年9月27日から令和4年12月22日

### 第4 監査の対象

#### 1 市民部

市民生活課、人権男女共同参画課、防犯・青少年課、地域交通課、市民課、保険年金課

#### 2 建設部

管理課、土木課、道路維持課、建築住宅課、建築指導課、開発指導課

#### 3 新町支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、建設課

#### 4 会計課

#### 5 選挙管理委員会事務局

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

#### 1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

#### 2 調定・収納事務

（1）調定額の算定、時期及び手続は適正か。

（2）徴収事務は適正か。

（3）現金取扱事務は適正か。

（4）滞納整理事務は適正か。

#### 3 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

（2）支出負担行為の時期は適正か。

（3）支払期限は守られているか。

（4）支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

- 4 物品購入
  - (1) 計画的かつ効率的に行われているか。
  - (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
  - (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。
- 5 契約
  - (1) 契約方法及び手続きは適正か。
  - (2) 契約内容の履行確認は適正か。
  - (3) 契約代金等の支払時期は適切か。
- 6 補助金交付事務
  - (1) 交付及び対象事業の内容は適切か。
  - (2) 金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。
  - (3) 効果及び条件の履行確認をしているか。
  - (4) 会計処理は適正か。
- 7 課に事務局を置く団体の事務
  - (1) 市職員の関与は適切か。
  - (2) 運営等は適切か。
  - (3) 市費の受け入れがある団体の繰越金の規模や内容は適切か。
- 8 債権管理
  - (1) 債権の調定及び収入の管理は適正か。
  - (2) 収入未済を発生させないための取り組みは適切か。
  - (3) 債権の保全に必要な措置がとられているか。
  - (4) 滞納整理は適正かつ効率的・効果的に行われているか。
  - (5) 不納欠損は適時・適切か。
- 9 その他
  - (1) 財産の維持管理及び補修は適切か。
  - (2) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
  - (3) 高崎市事務専決規程に基づく文書管理は適正か。
  - (4) 財務事務管理体制の点検・確認は適切か。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めた。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

## 第7 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので指導を行った。

軽微なため記載は省略したが、これらについて十分留意し、適正な事務処理に努めるよう望むものである。

また、個別の結果については以下のとおりである。

## 1 市民部

- ・市民生活課

事務処理については、おおむね適正に執行されていた。

- ・人権男女共同参画課、防犯・青少年課、地域交通課、市民課

事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（口頭指導）。

- ・保険年金課

事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（指導事項）。

## 2 建設部

- ・開発指導課

事務処理については、おおむね適正に執行されていた。

- ・建築住宅課、建築指導課

事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（口頭指導）。

- ・管理課、土木課、道路維持課

事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（指導事項・口頭指導）。

## 3 新町支所

- ・税務課

事務処理については、おおむね適正に執行されていた。

- ・地域振興課、市民福祉課、建設課

事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（口頭指導）。

## 4 会計課

- ・事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（口頭指導）。

## 5 選挙管理委員会事務局

- ・事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指導を行った（口頭指導）。

監査結果の区分は次表のとおりである。

区 分	内 容
指摘事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。</p> <p>関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。</p> <p>① 法令等に違反すると認められるもの</p> <p>② 予算の目的に反していると認められるもの</p> <p>③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの</p> <p>④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの</p> <p>⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの</p> <p>⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p>
指導事項	<p>① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</p> <p>② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</p> <p>③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p>
口頭指導	<p>その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの</p>